

改 正 後	現 行																																																																								
J Aバンク茨城優遇プログラム <u>(JA 水郷つくば版)</u> 規定	J Aバンク茨城優遇プログラム <u>(追加)</u> 規定																																																																								
1～3 （省略）	同左																																																																								
4 得点・ステージ	4 得点・ステージ																																																																								
（1）～（2） （省略）	同左																																																																								
（3）得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。 ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。	（3）得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。 ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。																																																																								
<table><tr><th>得点対象取引</th><th>取引内容</th><th>得点</th></tr><tr><td>給与振込</td><td>一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。</td><td>30</td></tr><tr><td>年金自動受取</td><td>一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。</td><td><u>50</u></td></tr><tr><td>販売代金自動受取</td><td>販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>公共料金自動支払</td><td>一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。</td><td>5～25 (上限 25)</td></tr><tr><td>J Aカード利用</td><td>一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>J Aネットバンク（個人I B）</td><td>判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。</td><td>10</td></tr><tr><td>通帳レス口座（1口座以上）</td><td>月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。</td><td>10</td></tr><tr><td>正組合員資格</td><td>月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。</td><td>20</td></tr><tr><td>正組合員家族</td><td>月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。</td><td>20</td></tr><tr><td>准組合員資格</td><td>月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。</td><td>20</td></tr><tr><td>貯金残高</td><td>当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。</td><td>1～50 (上限 50)</td></tr></table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30	年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	<u>50</u>	販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30	公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5～25 (上限 25)	J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30	J Aネットバンク（個人I B）	判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。	10	通帳レス口座（1口座以上）	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。	10	正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20	正組合員家族	月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。	20	准組合員資格	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。	20	貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)	<table><tr><th>得点対象取引</th><th>取引内容</th><th>得点</th></tr><tr><td>給与振込</td><td>一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。</td><td>30</td></tr><tr><td>年金自動受取</td><td>一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。</td><td><u>30</u></td></tr><tr><td>販売代金自動受取</td><td>販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>公共料金自動支払</td><td>一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。</td><td>5～25 (上限 25)</td></tr><tr><td>J Aカード利用</td><td>一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>J Aネットバンク（個人I B）</td><td>判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。</td><td>10</td></tr><tr><td>通帳レス口座（1口座以上）</td><td>月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。</td><td>10</td></tr><tr><td>正組合員資格</td><td>月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。</td><td>20</td></tr><tr><td>正組合員家族</td><td>月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。</td><td>20</td></tr><tr><td>准組合員資格</td><td>月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。</td><td>20</td></tr><tr><td>貯金残高</td><td>当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。</td><td>1～50 (上限 50)</td></tr></table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30	年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	<u>30</u>	販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30	公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5～25 (上限 25)	J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30	J Aネットバンク（個人I B）	判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。	10	通帳レス口座（1口座以上）	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。	10	正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20	正組合員家族	月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。	20	准組合員資格	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。	20	貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)
得点対象取引	取引内容	得点																																																																							
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30																																																																							
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	<u>50</u>																																																																							
販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30																																																																							
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5～25 (上限 25)																																																																							
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30																																																																							
J Aネットバンク（個人I B）	判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。	10																																																																							
通帳レス口座（1口座以上）	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。	10																																																																							
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20																																																																							
正組合員家族	月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。	20																																																																							
准組合員資格	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。	20																																																																							
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)																																																																							
得点対象取引	取引内容	得点																																																																							
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30																																																																							
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	<u>30</u>																																																																							
販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30																																																																							
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5～25 (上限 25)																																																																							
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30																																																																							
J Aネットバンク（個人I B）	判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。	10																																																																							
通帳レス口座（1口座以上）	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。	10																																																																							
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20																																																																							
正組合員家族	月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。	20																																																																							
准組合員資格	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。	20																																																																							
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)																																																																							

改 正 後				現 行			
	投資信託残高	当組合所定の投資信託を月末時点で合計残高 10 万円以上お持ちであること（10 万円毎に 1 点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)		投資信託残高	当組合所定の投資信託を月末時点で合計残高 10 万円以上お持ちであること（10 万円毎に 1 点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)
	借入金残高 500 万円以上	当組合所定の借入金（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン、農業資金、事業資金等）を月末時点で合計 500 万円以上利用されていること。	40		借入金残高 500 万円以上	当組合所定の借入金（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン、農業資金、事業資金等）を月末時点で合計 500 万円以上利用されていること。	40
	借入金残高 500 万円未満	当組合所定の借入金（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン、農業資金、事業資金等）を月末時点で合計 500 万円未満利用されていること。	30		借入金残高 500 万円未満	当組合所定の借入金（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン、農業資金、事業資金等）を月末時点で合計 500 万円未満利用されていること。	30
(4) ～ (5) (省略)				同左			
5 ～ 8 (省略)				同左			
<u>令和 7 年 7 月 1 日現在</u>				<u>令和 6 年 8 月 1 日現在</u>			